

日系企業が中国特許について備えておくべき事は何か

# 中国における特許侵害の攻防、証拠収集の実務

～ 勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし  
「勝つため」「守るため」に揃えるべき3つの条件 ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2018年 10月 30日 (火) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《開催にあたって》

本セミナーでは、調査会社において多数のイ号製品や関連証拠収集に関与した経験、弁護士として多数の中国特許権侵害訴訟、審判に関与した経験を有する講師により、単なる法律論だけでなく、現場の実務に基づく具体的な対応方策を紹介いたします。中国と日本とは訴訟実務やベースとなる経験則、文化等に大きな違いがあり、最善の結果を得るためには中国の実態にあわせた戦略が必要不可欠です。本セミナーでは、中国特許に関して攻撃側・防御側で最善の結果を得る必要十分な備えができることを目的とします。

講師 弁護士法人キャスト パートナー 弁護士・弁理士  
上海致昇商務諮詢管理有限公司 董事長 島田敏史 氏



「知財」(渉外(中国・ASEAN))業務を専門とする日本国弁護士・弁理士。2011年に渡中後、知財案件に関して2,000件以上の案件に関与。中国調査会社の経営者を務め、自前の調査員による調査・証拠収集・公証手続から摘発、審判・訴訟といった法的対応までワンストップで対応。クリアランス調査や先使用権確保、無効鑑定、防御戦略立案といった中国知財予防業務についても多数サポート。特許審判部での勤務経験を活かして、日本での侵害訴訟、審判・審取訴訟についても積極的に対応。その他、ベトナム・インドネシアでの知財案件実績多数。

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

181687-0303 (※) 中国における特許権侵害の攻防、証拠収集の実務			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書を送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamaki@bri.or.jp  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F

## ・プログラム・

### 1. 概要

- (1) 日系企業が当事者となる例は多いのか?
- (2) 近時の紛争実態
- (3) 今後の動向
- (4) 特許権侵害訴訟の日中比較
- (5) 絶対に負けられない戦いに勝つための3つの条件
- (6) 勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし
- (7) ディフェンスのポイント

### 2. 攻撃側の留意点

<調査、証拠収集段階>

- (1) 特許権侵害はどうやって発見するのか?
- (2) 侵害品の製造者を突き止めることはできるのか?
- (3) 必要な証拠は?
- (4) どうやって証拠を集めるのか?
- (5) 証拠保全は使えるのか?
- (6) BtoC、BtoB、機械系、化学系等による違い、留意点
- (7) 鑑定機構を使う必要は?

<訴訟段階>

- (1) 知財裁判所とは?
- (2) 特許権侵害訴訟の流れは?
- (3) 裁判所の判断が不安定と言われる中国で特許権侵害訴訟は勝てるのか?
- (4) 均等論の判断は?
- (5) 間接侵害は認められるのか?
- (6) 損害を立証するための証拠の収集手段は?
- (7) どの程度損害賠償が認められるのか?

<行政手段>

- (1) 行政手段の近況
- (2) 行政手段の活用とポイント

### 3. 防御側の留意点

- (1) クリアランス
- (2) 想定される攻撃の具体予測
- (3) 防御の方向性
- (4) 先使用の抗弁の立証
- (5) 公知技術の抗弁の立証
- (6) 無効審判のタイミング
- (7) 法律外での侵害回避

### 4. 中国代理人との付き合い方

- (1) 中国人と日本人の考え方の違い
- (2) よくある不都合、失敗例
- (3) 調査会社と法律事務所を使い分け
- (4) コネクションの要否、選択枝

### 5. ケース・スタディ

- (1) BtoBの商材で一般市場には出回っていないイ号の収集、証拠化の事例
- (2) 弊害が懸念される管轄を避け、都市部の管轄で訴訟を提起し、侵害行為を停止させ賠償金を取得する事例
- (3) 私鑑定をつまく活用して勝訴する事例
- (4) 行政手段を活用して侵害行為を停止させ賠償金を取得する事例
- (5) 懸念される他社特許に対する防御戦略・対応例

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。  
※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。